

共同一般廃棄物最終処分場建設工事
事業者選定プロポーザル実施要領

2019年4月

那須地区広域行政事務組合

目 次

| | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 工事概要 | 1 |
| (1) 工事名 | 1 |
| (2) 発注者 | 1 |
| (3) 建設地 | 1 |
| (4) 整備対象施設 | 1 |
| (5) 工期 | 2 |
| (6) 事業の範囲 | 2 |
| (7) 提案上限額 | 2 |
| 2. 事務局 | 2 |
| 3. スケジュール | 3 |
| 4. 審査会の設置 | 3 |
| 5. 参加資格 | 4 |
| (1) 応募者の構成 | 4 |
| (2) 応募者の制限 | 4 |
| (3) 応募者の資格要件 | 5 |
| 6. 手続き等 | 6 |
| (1) 契約までの流れ | 6 |
| (2) 参考図書の開覧及び交付 | 7 |
| (3) 現場説明会 | 7 |
| (4) 質疑の受付及び回答 | 7 |
| (5) 参加表明の受付 | 8 |
| (6) 提案書及び見積書等の受付 | 8 |
| (7) 辞退 | 9 |
| 7. 優先交渉権者の決定 | 9 |
| (1) 書類審査 | 9 |
| (2) プレゼンテーション | 9 |
| (3) 優先交渉権者及び次順位者の選定 | 10 |
| (4) 結果通知 | 10 |
| (5) 審査に関する疑義、異議申し立て | 10 |
| (6) 優先交渉権の取り消し | 10 |
| 8. 契約の概要 | 10 |
| (1) 契約方法 | 10 |
| (2) 支払条件 | 10 |
| (3) 契約内容に関する協議 | 10 |
| (4) 契約の不成立 | 11 |
| (5) 損害賠償 | 11 |
| (6) 契約保証金 | 11 |
| (7) 契約変更について | 11 |

本実施要領は、那須地区広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する「共同一般廃棄物最終処分場建設工事」（以下「本工事」という。）を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり適用されるものであり、本工事に係る事業者の選定等については、関係法令及び那須地区広域行政事務組合プロポーザル実施要綱に定めるもののほか、「要求水準書」「優先交渉権決定基準」「様式集」によるものとする。

本工事に参加することを希望する者は、実施要領等の内容を踏まえ、必要な資料等を作成すること。

1. 工事概要

(1) 工事名

共同一般廃棄物最終処分場建設工事

(2) 発注者

那須地区広域行政事務組合

(3) 建設地

栃木県那須郡那須町大字豊原乙地内

(4) 整備対象施設

本工事にて整備する施設の概要は、以下に示すとおりである。

| 項目 | 内容 |
|---------|----------------------------------------------------------|
| 対象区域 | 大田原市、那須町 |
| 施設の種類 | 一般廃棄物最終処分場【クローズド型】 |
| 埋立期間 | 2022年4月～2037年3月（15年間） |
| 埋立廃棄物 | 焼却灰、飛灰、焼却残渣、破碎残渣、し尿焼却灰 |
| 事業区域面積 | 約 69,000 m ² （開発面積は、約 38,000 m ² ） |
| 被覆施設 | 構造：全体被覆方式 規模：幅 約 44 m×長 約 140 m |
| 貯留構造物 | 構造：コンクリート擁壁 埋立容量：57,700 m ³ |
| 遮水工 | 構造：底面部 二重遮水シート、壁部 一重遮水シート 設備：電気式漏水検知システム |
| 浸出水処理施設 | 方式：循環無放流 能力：15 m ³ /日以上 |

(5) 工期

契約締結日の翌日から 2022 年 3 月 31 日までとする。ただし、事業者からの提案により工事期間の短縮が図れる場合は、その提案に基づく工期とする。

(6) 事業の範囲

1) 受注者の業務範囲

受注者が実施する業務は、以下のとおりとする。なお、事業の具体的内容については、要求水準書に示す。

- (a) 本施設の実施設計
- (b) 本施設の建設工事
- (c) 官公署への申請等

2) 発注者の業務範囲

発注者が実施する業務は、以下のとおりとする。

- (a) 本工事に係る各種許認可の申請手続き
- (b) その他必要な業務

(7) 提案上限額

本業務に係る提案上限額は、4,000,000 千円（消費税及び地方消費税込（10%））とする。

2. 事務局

担当課 那須地区広域行政事務組合 事業課
担当者 施設整備係 小倉・加藤・増山
所在地 〒329-3144 栃木県那須塩原市沼野田和 439
連絡先 電 話 0287-65-3611
F A X 0287-65-3380
E-mail sisetu@nasukouiki.or.jp
H P <https://www.nasukouiki.or.jp/>

3. スケジュール

契約締結に至るまでのスケジュールは、以下に示すとおりである。なお、スケジュールを変更する場合等は、発注者のホームページにて周知する。

| No. | 内 容 | 日 程 |
|-----|------------------|------------|
| 1 | 公告及び実施要領等の公表 | 2019年4月12日 |
| 2 | 実施要領に係る質問受付期限 | 5月17日 |
| 3 | 実施要領に対する回答（公表） | 5月24日 |
| 4 | 参加表明書の提出期限 | 6月4日 |
| 5 | 資格審査結果の通知 | 6月10日 |
| 6 | 要求水準書等に係る質問受付期限 | 6月14日 |
| 7 | 要求水準書等に対する回答（通知） | 6月21日 |
| 8 | 提案書等の提出期限 | 7月12日 |
| 9 | 提案に関する事業者ヒアリング | 7月29日 |
| 10 | プロポーザル審査会の実施 | 7月29日 |
| 11 | 審査結果の通知 | 7月下旬 |
| 12 | 優先交渉権者の公表 | 7月下旬 |
| 13 | 仮契約の締結 | 8月上旬 |
| 14 | 本契約の締結 | 8月下旬 |

4. 審査会の設置

発注者は、那須地区広域行政事務組合共同一般廃棄物最終処分場建設設計・施工発注公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

審査委員は、以下のとおりとする。

| 所属・職名等 | |
|--------------|------------|
| 大田原市 | 副市長 |
| 那須塩原市 | 副市長 |
| 那須町 | 副町長 |
| 大田原市 | 建築住宅課長 |
| 那須町 | 建設課長 |
| 那須地区広域行政事務組合 | 事務局長 |
| 那須地区広域行政事務組合 | 事務局次長兼管理課長 |

5. 参加資格

(1) 応募者の構成

- 1) 応募者は、本工事を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とすること。
- 2) 共同企業体の代表者は、出資比率第1位の構成員とすること。
- 3) 応募企業及び共同企業体の構成員は、本工事の他の応募企業又は共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- 4) 共同企業体の構成員の変更は原則認めない。ただしやむを得ない場合は、発注者と協議すること。

(2) 応募者の制限

応募企業及び共同企業体の構成員は、以下の要件をすべて満たしている者であること。

- 1) 契約締結日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- 2) 応募者は、当該年度の組合、構成市町（大田原市、那須塩原市、那須町）いずれかの建設工事入札参加資格名簿に登録されていること。
- 3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4) 組合、構成市町のいずれかにおいて建設工事等の指名停止期間中でないこと。
- 5) 会社法（2005年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- 6) 破産法（2004年法律第75号）第18条又は第19条による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- 7) 会社更生法（2002年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。
- 8) 民事再生法（1999年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 10) 公告日において発注者から損害賠償請求を受けていない者であること。
- 11) 以下に示す本工事に係る業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある事業者ではない者であること。
 - ① 本工事に係る基本設計業務に関与した者
 - ・ 株式会社エイト日本技術開発

② 本工事に係る発注支援業務に関与した者

・ 八千代エンジニアリング株式会社

③ 本工事に係る技術提案の審査に関与した者

・ 審査委員

12) 公告日から優先交渉権者の公表までの期間に、本工事について審査会の委員と接触を試みない者であること。

13) 最近 1 年間の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税、地方消費税及び栃木県税を滞納していない者であること。

(3) 応募者の資格要件

1) 応募企業は、以下に示す要件のうちいずれかを満たすこと。

ア 参加表明書の提出期限日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事及び建築一式工事について、特定建設業の許可を有し、経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という。）が、それぞれ 1500 点以上であること。かつ、クローズド型最終処分場の新設工事の施工実績を元請（共同企業体の場合は代表者）として有すること。

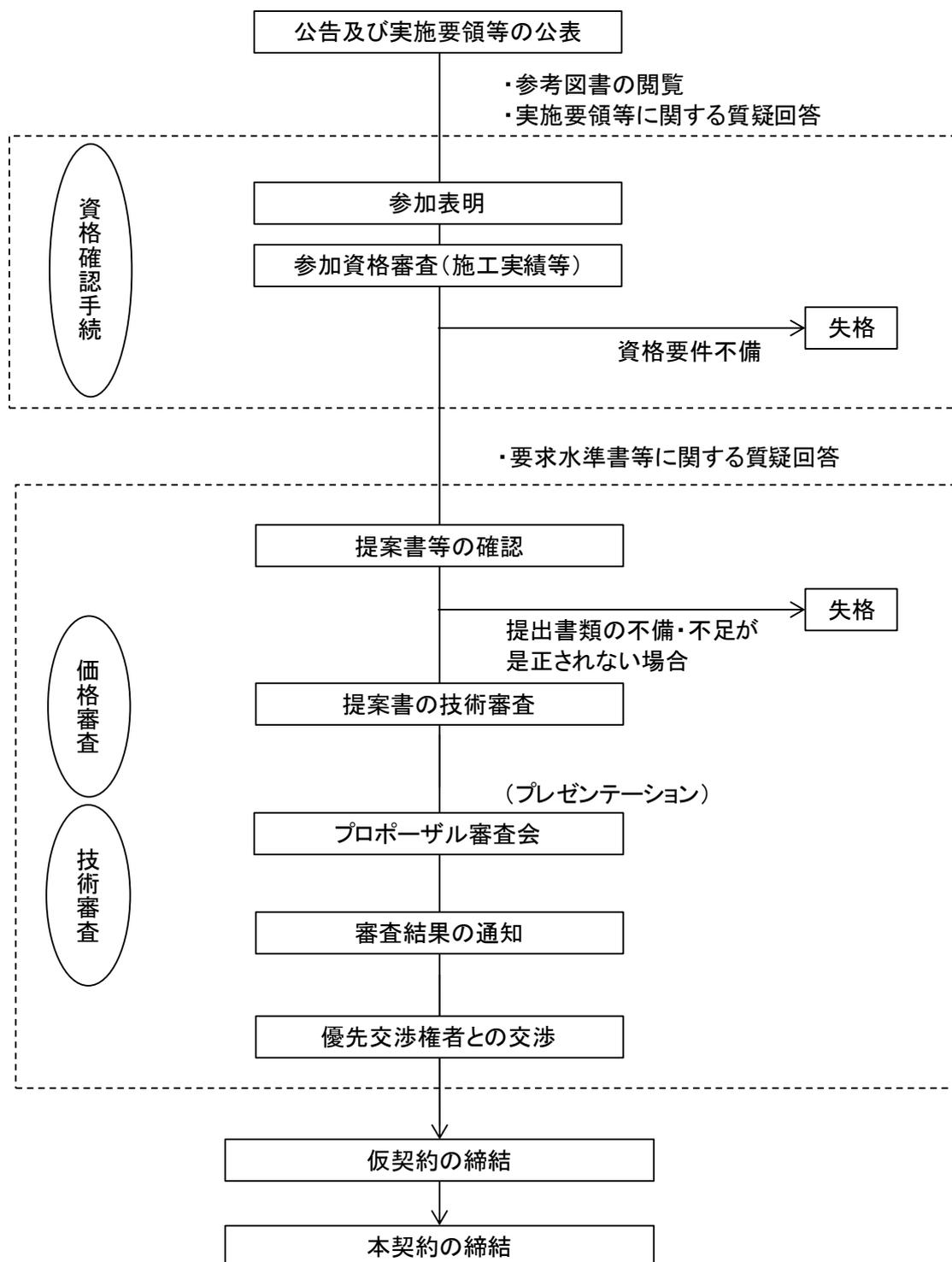
イ 大田原市もしくは那須町に本店を有し、土木一式工事及び建築一式工事について、特定建設業の許可を有し、大田原市もしくは那須町における格付けが A 級であること。

2) 共同企業体の構成員は、大田原市もしくは那須町に本店を有し、土木一式工事及び建築一式工事について、特定建設業の許可を有し、大田原市もしくは那須町における格付けが A 級であること。

6. 手続き等

(1) 契約までの流れ

契約までの流れは、以下のとおりとする。



(2) 参考図書の閲覧

閲覧に供する参考図書は以下のとおりとする。希望者には所定の電子データを CD-R で交付するものとする。

1) 参考図書

- ・一般廃棄物最終処分場基本計画等策定業務【地質調査業務】報告書
- ・一般廃棄物最終処分場基本設計業務委託 報告書
- ・共同一般廃棄物最終処分場地質調査業務委託 報告書

2) 申請方法

参考図書の閲覧申請書（様式第 1 号）を記入の上、担当課へ持参するものとする。

3) 受付期間

公告日から 2019 年 5 月 17 日（金）までの 9 時から 17 時（土日祝日除く）

4) その他

- ・希望者は、事務局まで事前に電話連絡をすること。
- ・入札参加資格を有する者であって、一社につき 1 回の申請に限る。
- ・申請に当たっては、所属する企業の社員証等、身分を証するものを提示すること。
- ・参考図書は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外に使用しないこと。CD-R は適正に処分すること。

(3) 現場確認

建設地への立ち入りは禁止する。

建設地付近を通行する場合は、周辺環境や住民への影響に配慮し、十分に留意すること。

(4) 質疑の受付及び回答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書（様式第 2 号）を提出するものとする。

1) 提出方法

担当課のメールアドレス宛てに電子メールにて提出するものとする。なお、電話や担当課訪問による口頭での質疑は一切受け付けない。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は担当課が行い、受信確認後、担当課から受信確認の電子メールを返信する。

2) 質疑受付期限

【実施要領等に関する質疑】公告日から 2019 年 5 月 17 日（金）17 時まで

【要求水準書等に関する質疑】公告日から 2019 年 6 月 14 日（金）17 時まで

3) 回答方法

質問書に対する回答は、ホームページに掲載もしくは電子メールにて全応募者に対し回答するものとする。なお、本工事に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。回答書の内容は、本実施要領等関連書類への追加及び変更と見なすものとする。

4) 回答期限

【実施要領等に関する回答】2019 年 5 月 24 日（金）予定

【要求水準書等に関する回答】随時

(5) 参加表明の受付

参加表明の受付は、以下のとおり行うものとする。

1) 提出書類

- ①プロポーザル参加表明書（様式第3号）
- ②会社概要（様式は任意）
- ③財務諸表（直近の決算書）（様式は任意）
- ④特定建設業の許可通知の写し^{※1}
- ⑤納税証明書の写し^{※1}
- ⑥最終処分場の実績（様式は任意）^{※2}
- ⑦経営規模等評価結果及び総合評定値通知書の写し^{※1※2}

※1 発行官庁が定める様式で最新のものとする。

※2 5(3)の参加資格要件の1)アに該当する応募者のみ提出すること。

2) 提出部数

正本1部 副本1部

3) 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送(簡易書留)により提出するものとする。

4) 提出期限

2019年6月4日(火)15時必着

5) 結果通知

参加資格を満たしているか審査を行った後、審査結果は、応募者にプロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。

(6) 提案書及び見積書等の受付

応募者は、以下のとおり提案書及び見積書等の提出を行うものとする。

1) 提出書類

- ・提案書(様式第5号)
- ・見積書及び見積書内訳(様式は任意)
- ・上記pdfデータ(CD-R)

2) 提出部数

提案書 正本2部 副本8部

見積書及び見積内訳書 正本2部

3) 提出場所及び方法

担当課へ持参又は郵送(簡易書留)にて提出するものとする。

4) 提出期限

2019年7月12日(金)15時必着

5) 作成要領

- (a) 提出する提案書及び見積書等は、正式なものとして提出すること。
- (b) 企画提案の内容は、貴社が責任を持って必ず履行できる内容で提案すること。
- (c) 提案書、見積書及び見積内訳書は、参考資料等と併せてA4サイズのファイルに綴じ込み、提出すること。

- (d) 提出書類の副本の内容については、会社名を特定できるような記述（会社名、代表者名、所在地等）及び図画（社章等）を除くこと。
 - (e) 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、具体的で明確に作成すること。
 - (f) 要求水準書に記載のない事項であっても、貴社の判断で必要と思われる事項があれば積極的に提案すること。
 - (g) 提案に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
 - (h) 提出のあった提案書の内容について、必要に応じて後日照会等を行うことがある。
- 6) 提案書の取り扱い
- (a) 提案書の提出日からプロポーザル審査結果通知書の受理日までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。
 - (b) 提出された提案書は、一切返却しない。
 - (c) 提出された提案書は、必要に応じて複製する場合がある。

(7) 辞退

応募者は、以下によりプロポーザルの参加をいつでも辞退することができるものとする。

- 1) 提出書類
 - ・プロポーザル参加辞退届（様式第6号）
- 2) 提出場所及び方法
 - 担当課へ持参又は郵送にて提出するものとする。

7. 優先交渉権者の決定

(1) 書類審査

応募者が提出した提案書等の書類審査を行うものとする。

(2) プレゼンテーション

提案書等の内容について、以下のとおりプレゼンテーションを実施し、評価する。なお、プレゼンテーションの順番は発注者において決定するものとする。詳細は別途通知する。

- 1) 日時
 - 2019年7月29日（月）
- 2) 場所
 - 那須地区広域行政事務組合 研修室
- 3) 参加人数
 - 5名以内
- 4) 説明時間
 - 40分以内（提案書説明25分 質疑応答15分を予定）
 - ただし、機器類の準備、撤去に要する時間は除く。
- 5) その他
 - ・プレゼンテーションは、技術提案書に記載した内容をパワーポイント等で表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。

- ・プレゼンテーションの際に応募者名を公表しないこと。
- ・スクリーン及びプロジェクタは発注者で準備するが、パソコンについては応募者が必要に応じて準備すること。

(3) 優先交渉権者及び次順位者の選定

- 1) 書類審査及びプレゼンテーションにより、別記「優先交渉権者決定基準」に基づき審査をし、評価点数の合計点が最高点となる提案を行った応募者を優先交渉権者に選定するとともに、以下次順位者を選定する。
- 2) 評価点数が同点の場合は、見積額の安価な応募者を上位とする。
- 3) 優先交渉権者が委託契約を締結できない何らかの事由が生じた場合、次順位者となった応募者のうち、順位が上位の者から交渉を行うことができる。
- 4) 優先交渉権者の決定をもって提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

(4) 結果通知

審査結果は、応募者にプロポーザル審査結果通知書（様式第4号）により通知する。
また、優先交渉権者について発注者のホームページに掲載するものとする。

(5) 審査に関する疑義、異議申し立て

- 1) 選定されなかった応募者は、選定されなかった理由について疑義がある場合、結果通知日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由を求めることができる。その回答については、理由を求めた応募者に対してのみ書面により行うものとする。
- 2) 審査の経緯及びその内容に関しての問い合わせには応じない。
- 3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(6) 優先交渉権の取り消し

以下に掲げる事由が契約締結前に生じた場合は、優先交渉権者の選定を取り消すものとする。

- 1) 提出書類の作成に関して不正行為が認められた場合
- 2) 指名停止となった場合

8. 契約の概要

(1) 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約とする。

(2) 支払条件

前金払いについては、那須地区広域行政事務組合建設工事等執行規則に基づいて行うものとする。部分払いについては、各年度末までの出来高に応じて行い、残額は工事完了後に支払うものとする。

(3) 契約内容に関する協議

審査の結果、発注者と優先交渉権者間で協議を行い、契約内容（要求水準、契約金額等）に

ついて合意に達した場合、那須地区広域行政事務組合財務規則に基づいて契約を締結するものとする。

(4) 契約の不成立

以下の事由により、優先交渉権者との契約が不成立になることがある。

- 1) 契約内容について合意に至らない場合
- 2) 審査結果通知後に、優先交渉権者として不適格であると判断された場合

(5) 損害賠償

発注者は、(4) によって生じる損害賠償の責を一切負わないものとする。

(6) 契約保証金

事業者は、那須地区広域行政事務組合財務規則に規定する契約保証金を納めるものとする。

(7) 契約変更について

変更については原則認めない。